四	住宅用太陽光発電設備であって、補助金受給設備でないもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十二円	十年間
五	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であって、補助金受給設備等であるもの（次号に掲げるものを除く。）	二十四円	十年間
六	住宅用太陽光発電設備であって、補助金受給設備等であるもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	二十円	十年間

備考

一　中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

二　下欄に掲げる調達期間は、特例太陽光発電設備により発電された電気の買取りが開始された日を起算日とする。

三　自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

四　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

○経済産業省告示第百四十号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則」という。）附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十四年度に係る経済産業大臣が定める量を次のように定めたので、平成二十四年七月一日より適用する。

平成二十四年六月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省告示第百四十一号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第六十項の規定に基づき、経済産業大臣が定める出力を次のように定める。

平成二十四年六月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

地方税法施行規則附則第六条第六十項に規定する経済産業大臣が定める出力は、十キロワットとする。

○経済産業省告示第百四十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十二条第二項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示を次のように定め、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示

納付金単価　一キロワット時当たり〇・二二円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

○経済産業省告示第百四十三号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

3．①㈠中「行う」を「行われた」に改め、「一般電気事業者等の全需要家」の下に「並びに特定電気事業者の託送供給利用分」を加える。

3．①㈡に次のただし書を加える。

ただし、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により著しい被害を受けた事務所、住居その他の施設又は設備に係る電気の使用者であって、次に掲げる者に対し転嫁する額は、零円とする。

一　事務所、住居その他の施設又は設備（以下「事務所等」という。）について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたことにつき当該事務所等の所在地を管轄する市町村長その他相当な機関から証明を受けた者であって、一般電気事業者に対し、当該証明に係る事務所等又はこれらに代えて用いられる事務所等において使用する電気につき当該一般電気事業者からその供給を受けている旨を申し出たもの（3．①㈡に掲げる者を除く。）

二　警戒区域等（次に掲げる区域又は地点をいう。以下同じ。）又は警戒区域等であった区域若しくは地点に所在する事務所等において使用する電気につきその供給を受ける契約を一般電気事業者と締結しており、かつ、当該契約に基づき供給される電気を使用する者

㈠　平成二十三年四月二十二日において原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により設定された警戒区域

㈡　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（㈠において「事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域